

給与所得者異動届出書の記入例②【退職時一括徴収】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で

受付印 5		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		1	
整理番号		課税氏名 乙葉 花子		特別徴収番号 4年度 0090123456	
〒 673-8686		住所 明石市中崎1丁目5-1		特別徴収番号 5年度 0001	
明石 市町村長 令和 5 年 10 月 6 日		給与支払義務者 (株) 甲野商事		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0 0	
フリガナ アカシ イチロウ		氏名 明石 一郎		特別徴収税額 (年税額) 49,200	
生年月日 元号 3 1 明治 2 大正 51 年 1 月 2 日		性別 男		徴収済税額 (イ) 16,400	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0		住所 明石市本町5丁目4-3		未徴収税額 (ウ) 32,800	
1月1日現在		異動年月日 令和 5 年 10 月 31 日		異動の事由 2 退職	
給与所得者		異動後		異動後の未徴収税額の徴収方法 2 一括徴収	

（明石市提出用）
※ 退職者については、この異動届出書とは別に「退職者の 月31日までの給与支払報告書（個人別明確届）」を提出する必要があります。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択して、一括徴収分を納入する月と納期限を必ず記入してください。
※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	〒	特別徴収指定番号	担当氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ			当 電 話	月割額 円 を 月分
称			者 話	（翌月10日納期）から徴収し、納入するよう連絡済み
				※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
				受給者番号
				納入書の要否
				番号を記入 <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、	月分 (翌月10日納期) で納入します。
32,800	10	

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

【例】未徴収税額を一括徴収して、10月分で納付する場合
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 16,400円 (6月から9月分)
 (ウ) 未徴収税額 (一括徴収で納める額) 32,800円 (10月から翌年5月分)
 ※ (ウ) の未徴収税額を一括徴収して市へ納付します。

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
 ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。